

熊本大学教職員組合は熊本中央法律事務所と法律顧問契約を更新しました!!

—組合員のみなさんには「無料法律相談」をご利用いただけます—

熊本大学教職員組合は、2022年度定期大会決定（2022.8.1）に基づき、熊本中央法律事務所と引き続き法律顧問契約（同日付け）を結びました。これにより、給与減額問題をはじめ組合が取り組む様々な問題や組合員からの相談について、法的なアドバイスを得ることができる体制を維持できました。

このニュースでは、組合員が利用できる「無料法律相談」についてあらためてお知らせするとともに、熊本中央法律事務所の発足から現在に至る経緯とこれまで取り組んできた主な事件をまとめた原稿を同法律事務所から寄せていただきましたのでご紹介します。

【無料法律相談の利用方法について】

<無料法律相談について>

組合員は、1回30分の法律相談を無料で受けることができます。相談内容は、仕事以外のことでもかまいません。

<具体的な利用方法>

利用される場合は、組合事務所（本部・医学部支部）に利用希望の旨だけをご連絡いただき、日時等については、熊本中央法律事務所に直接お問い合わせ下さい。その際、熊大教職員組合員であることをお伝えください。相談内容等に応じて、熊本中央法律事務所が対応してまいります。

<相談料の支払いについて>

相談料の支払いについては、相談が終わったときにいったん料金（30分の相談で5,500円）を熊本中央法律事務所に直接お支払いください。同事務所発行の領収書を組合事務所（本部・医学部支部）にお届けいただきましたら、組合が5,500円をお支払いします。

<留意していただきたいこと>

通常であれば相談は30分で十分とのことですが、事案によっては30分を超過する場合があります（熊本中央法律事務所）。超過分については、自己負担となります。

異なる案件（相談内容）の場合は、一年度につき一人2回までご利用いただけます。また、当然ながら、組合員名及び相談内容等の個人情報は保護されます。

職場や労働条件に関することであれば、いつでも組合にご相談ください。ひとりで悩まずに、無料法律相談をご利用ください。

【熊本中央法律事務所を紹介します】

こんにちは、2013年の顧問契約締結以降、私たち熊本中央法律事務所（所長弁護士板井俊介）は、みなさまの組合の法律顧問を担当させていただいております。

当事務所は現在、4名の弁護士（板井俊介、久保田紗和、高島周平、石黒大貴）と4名の事務局員の合計8名で活動しています。

当事務所は、今から約40年前の1981年4月、加藤修弁護士を初代所長として設立されました。同年11月には板井優弁護士も加わり、水俣病裁判、南九州税理士会政治献金訴訟、ハンセン病国賠訴訟、川辺川ダム利水訴訟、原爆症認定訴訟、トンネルじん肺根絶訴訟、ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟など様々な社会問題に事務所として関わり続けてきました。

現在も、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟、自衛隊内いじめ自死国家賠償請求訴訟、建設アスベスト訴訟、ベトナム人技能実習生孤立出産事件など様々な事件に取り組んでいます。

事務所開設40周年を記念して発行した記念誌には、執行委員長（当時）の池見公芳様にご祝辞をいただきました。心より感謝申し上げます。

私たち熊本中央法律事務所は、みなさんにとって身近な存在でありたいと願っております。

職場での問題に限らず、日常生活に関する問題でも構いませんので、どうぞお気軽にご相談にお越しください！

【ケース1】（労働問題）

職場の上司からひどい暴言を受けて体調を崩してしまいました。

また、仕事の指示を仰ごうと思っても、無視されることもあります。このままでは仕事が嫌になりそうです。どうしたら良いでしょうか。

2020年6月から改正・労働施策総合推進法（いわゆる「パワハラ防止法」）が施行されました。同法によると、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動」であって「業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」により職場環境が害されることがないように相談に応じたり、適切な措置を講じないといけなくなっています。

また、最近では、就業規則にハラスメントに関する規程を設けている職場も多く、相談窓口も設けられていることも多いと思います。そのため、まずは職場の適切な相談窓口にご相談する必要がありますが、その際、

（裏面につづく）

	熊本大学教職員組合	
	No. 4 2022. 8. 18	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

上司のハラスメント言動を証拠に残しておくに役立つ場合が多いです。パワーハラスメントと認定されれば、体調を崩されたことについて労災認定がされる場合もありますし、上司や使用者に対する損害賠償請求も可能になってきます。職場との対応を含め、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

【ケース2】(相続問題)

父が財産の全てを長男に相続させるという遺言書を残して亡くなりました。長男に不満を言うと、築50年の実家をあげるからそれで言い合いっこなしと言われましたが、預金額について何も教えてくれません。

実家を相続して我慢するしかないのでしょうか。

2019年7月以降の相続であれば、相続人の最低限の取り分である遺留分侵害額請求権に基づいて、長男さんに金銭請求ができます。相続人があなたと長男さんだけであれば、遺産の総額の4分の1が遺留分侵害額として請求が可能になりますから、実家の相続だけで我慢する必要はありません。不動産は、時として相続人にとって負担となる場合もありますので、一度、弁護士にご相談されることをお勧めします。なお、預貯金額については、通帳がなくても、銀行名がわかれば、お一人で残高や履歴の問い合わせをすることができますので、こちらも併せて相談されてみてはいかがでしょうか。

【ケース3】(交通事故)

通勤途中で信号停車していたら、後ろから追突されて、むち打ち症になってしまいました。保険会社の対応も悪く、金額も納得のいくものではありません。整骨院にも通っていましたが、整骨院の治療費は支払わないと言われました。どうしたら良いのでしょうか。

交通事故に遭われた場合、まずは治療に専念いただきたいのですが、落ち着いた頃に弁護士に相談されることをお勧めします。治療期間は長期にわたることが多く、その間の対応で結果が変わることも多いからです。

例えば、整骨院への治療も、前もって必要性を保険会社に指摘することで治療費を支払ってくれることも以前と比べて多くなりました。

また、交通事故の賠償には、保険会社基準と裁判基準があり、裁判基準の方が慰謝料をはじめとする賠償額は高額になるとされています。

治療が終わったら、保険会社に正式な賠償請求をすることができますので、金額の計算を含め、弁護士にご相談してください。また、ご自身の自動車保険に弁護士費用特約がついていることもあります。その場合は、弁護士費用も保険から支払われますので、ご加入の保険会社や代理店に事前にご確認ください。



【熊本中央法律事務所の問合せ先】

〒860-0078

熊本市中央区京町2丁目12番43号 岡村ビル2階

TEL (096) 322-2515

FAX (096) 322-2573

営業時間：平日9:30~17:00

駐車場：当事務所横に駐車場を備えております。

公共交通機関：「京町本丁」バス停より徒歩5分、「京町柳川」

バス停より徒歩1分



▲事務所 HP はこちら

(8月現在は、メンテナンス中)